所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和８年１０月２９日　福島地方法務局郡山支局　登記官　鈴木伸司

記

	手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
１	第 3802-2022-0105 号	郡山市中田町上石字舘２８番２
２	第 3802-2022-0109 号	郡山市中田町上石字舘３３２番
３	第 3802-2022-0131 号	郡山市中田町上石字谷津２７７番